



様式第4号（第6条関係）

平成 28 年 8 月 16 日

富士見市議会議長 津波 信子 様

会 派 名 富士見市民ネットワーク

代 表 加藤 久美子

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 平成 28年 8月 5日～ 年 月 日（泊 日）

2 参加者名 加藤 久美子

3 場所（行政視察地・研修場所）

（公財）市川房枝記念会女性と政治センター 東京都渋谷区代々木2-21-11

TEL03-3370-0238

4 調査・研修概要

10：00～12：00基調講演「3・11から5年—なぜ日本は逆戻りをしているのか」

元京都大学原子炉実験所助教 小出裕章氏

冒頭にアウシュビッツ第2ビルケナウ強制収容所、東京大空襲、広島原爆のキノコ雲が画面に次々と映し出された。

東京大空襲で投下された爆弾は1,800トン、広島で投下された爆弾で使用されたウランは800グラムでその破壊力から圧倒的な力を将来のエネルギーとして期待が寄せられた。

1954年当時の毎日新聞記事から敷地、水、都心ビルの地下室が発電所になると記載されている。しかし実際は大量の燃料と大量に生み出される放射性物質、廃棄物の処理が課題になっている。

5年半前の福島第一、第二、第三、第四号機が水素爆発後、溶け落ちた炉心がどこにあるかわからず、原子力緊急事態宣言が解除できず、果てしない放射能の封じ込め作業と労働者の被ばくが続いている。溜った放射能汚染水が近く海に放出される予定。

大人が原子力の夢に酔い続けた結果、幼い子どもたちが被ばくし、さらに責任を押し付けるのを止めようと先生は話した。

日本は第2次大戦の戦争責任を曖昧にしたが、今回の福島第一原子力発電所の事故の責任を明確にし、その軽重に応じて責任をとること取らせることで次の悲劇を避けることができるのではないか。

13：00～16：25シンポジウム「避難か帰還か、原発事故避難者の現実と課題」

パネリスト	福島原発被害者東京訴訟原告	熊本美彌子氏
	原発避難者	古川好子氏
	郡山市議会議員	へびいし郁子氏
コーディネーター兼	原子力資料情報室スタッフ	澤井正子氏

先ず各パネラーから現状報告、会場から質疑がすすめられた。

① 熊本美彌子さんは定年退職後、夫婦で福島県田村市の自然が気に入り転居し原発事故に遭遇。避難し都営住宅に入居している。来年6月で住宅提供支援が打ち切りになる。緊急避難準備区域の解除が出されたが、帰宅できない母子避難者は路頭に迷う可能性がある。災害救助法を適用、避難者の意思確認がなく、県の意向で支援を打ち切ることができ、子ども被災者基本法が骨抜きになったことと合わせ避難者には納得できない。

② 古川好子氏は現在6人家族が5カ所にバラバラに避難、移住している。

被災者支援法が不備で加害者の東電が認めないと支援をしてもらえない。

我が家の現状は地震で内部が被災、その後福島原子力発電所事故から避難し家族は県内、県外へ移転した。新たな富岡町を目指し町政懇談会が開かれ、復旧がならず復興を目指すという説明。住民が避難先から心情的にも帰宅できないのにどう進めるのか不明である。

自宅は除染が済み、さらにフォローアップ除染。決められた範囲のみで到底住めない。

③ へびいし郁子氏からは郡山が通称、中通りと呼ばれ原発から50～70キロ離れているが、現在でも放射線モニタリングで0.47マイクロシーベルトあり危険と報告があった。

県立医療センターで甲状腺がんの疑いのある子どもは163人。急性心筋梗塞で亡くなる人も多い。線量の高いごみ処理をしているが、線量の低いゴミと混合し拡散することを目指している。リサイクルによって汚染された製品が広まる危険がある。

④ 澤井正子氏は放射線の研究から低線量でも白血病など発症する危険性があると発言した。ICPOの勧告にもある。

飯館村では、居住の意向調査をしているが元住民の気持は一概に言えず複雑である。

5 感想及びまとめ

小出氏の基調講演で改めて福島原子力発電所の事故による放射能の影響について示唆を受けた。

戦後、氏は「原子力は科学的に制御可能だから安全で、炭素系と異なりクリーンなエネルギーである」と考え物理学を専攻した。スリーマイル島、チェルノブイリ、東海村臨界事故などあったが、原子力発電施設から離れ、我々は電気の恩恵だけ享受していた。

さらに福島原子力発電所事故により、未だに10万人近い人々が故郷を離れなければいけない事態を引き起こした責任は誰にあるのでしょうか。

民主党政権下で野党だった自民党が、強く制定を要求した「子ども被災者支援法」は今どう機能しているのか。理念法で実際は役に立たないと言っていたが調べてみたい。

シンポジウムのパネラーから避難者に対する賠償、支援も十分でないことも突きつけられました。

また復旧をしてほしいという思いも故郷を着の身着のまま出なければいけなかった方々にとっては切実で、原発事故を風化させない支援が大切です。

会場からの論議では、2011年3月11日に情報把握をどうしたか、自治体にある原子力発電所の防災、住民の避難計画、災害対策本部の役割について、土壌汚染を考える、福祉避難所の必要性、自分たちの街の実態を知っておくために、チェルノブイリ法との比較、フレコンバックをどう処理するか、最終処分場の問題など多くの内容がありました。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管